

防災用車両整備事業（石油貯蔵施設立地対策等交付金）

契約書（案）

1 ＜件名＞

防災用車両整備事業（石油貯蔵施設立地対策等交付金）

2 ＜規格・形状・数量＞

●●● 乗用車・2WD／CVT・1台

3 ＜契約金額＞

金●●●●●●●●円（内消費税●●●●●●円）

※自動車税等の預かり法定費用は非課税となるため、その分を差し引いた額で消費税を算定。

※積算に含まれる費用は、「仕様書」の記載の通り。

4 ＜契約保証金＞

上記の事項について、発注者 南風原町長 ●●●●●（以下「甲」という。）と受注者 ●●株式会社 代表取締役 ●●●●●（以下「乙」という。）との間に、公用車購入（乗用車）（以下「物品」という。）について次の条項によって契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（履行期限）

第1条 契約の履行期限は、令和9年3月10日（水）までとする。

（物品の納入）

第2条 乙は物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指定した場所において納入するものとし、そのために必要な費用は乙の負担とする。

（物品の検査）

第3条 甲は物品の納入を受けたときは、その日から7日以内に乙立会いのもとに検査を行うものとする。

2 甲は検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であると認めたときは、乙に対して、物品の取り替え又は補修を求めることができる。

（契約金額の支払）

第4条 乙は、前条の検査の結果に合格したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

（取り替え又は補修）

第5条 納入した物品が、3ヶ年以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取り替え又は補修を要求することができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに物品の取り替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

（納期の延期）

第6条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責に帰すべき理由によらないで履行期限までに物品の納入ができないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

（1）乙が、特別の理由なく履行期限までに物品の納入を終わる見込みがないと認めたとき。

（2）この契約について、乙又はその代理人若しくは使用人に不正の行為があったとき。

（3）乙が、破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居住不明となったとき。

（付属品）

第8条 付属品として、「仕様書」に記載された装備・付属品を納品すること。

(協議)

第9条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和8年●月●日

甲	住氏	所名	沖縄県南風原町字兼城686番地	印
---	----	----	-----------------	---

乙	住氏	所名	沖縄県●●●●	
	商号		●●株式会社	
	氏名	代表取締役	●●●●	印